

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)</p> <p style="text-align: center;"> 制定 平成 09・03・31 立局第18号 平成 9年 4月 1日 改正 平成 09・09・29 立局第2号 平成 9年 9月30日 平成 10・03・26 立局第7号 平成10年 3月31日 平成 11・09・28 立局第4号 平成11年 9月30日 平成 12・03・31 立局第59号 平成12年 4月 1日 平成 12・09・20 立局第2号 平成12年12月22日 廃止・制定 平成 19・06・18 原院第2号 平成19年 7月 1日 改正 平成 22・04・01 原院第6号 平成22年 4月 5日 平成 23・01・15 原院第1号 平成23年 1月17日 平成 23・06・28 原院第4号 平成23年 7月 4日 廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日 改定 20140707商局第2号 平成26年 7月18日 <u>20140903商局第6号 平成26年 9月17日</u> </p>	<p style="text-align: center;">高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)</p> <p style="text-align: center;"> 制定 平成 09・03・31 立局第18号 平成 9年 4月 1日 改正 平成 09・09・29 立局第2号 平成 9年 9月30日 平成 10・03・26 立局第7号 平成10年 3月31日 平成 11・09・28 立局第4号 平成11年 9月30日 平成 12・03・31 立局第59号 平成12年 4月 1日 平成 12・09・20 立局第2号 平成12年12月22日 廃止・制定 平成 19・06・18 原院第2号 平成19年 7月 1日 改正 平成 22・04・01 原院第6号 平成22年 4月 5日 平成 23・01・15 原院第1号 平成23年 1月17日 平成 23・06・28 原院第4号 平成23年 7月 4日 廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日 改定 20140707商局第2号 平成26年 7月18日 </p>
<p>(2)一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</p> <p>第46条関係</p> <p>(削除)</p> <p><u>第2項第1号二中「法第四十四条第四項の容器検査における容器の規格と同等以上の自動車用エアバッグガス発生器に係る規格に適合するものであること。」とは、アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国の自動車用エアバッグガス発生器の規格(EU指令に基づきドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国が採用する自動車用エアバッグガス発生器に関する EN 規格又は ISO 規格を含む。)に適合するものであることをいう。</u></p>	<p>(2)一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</p> <p>第46条関係</p> <p><u>第2項第1号イ中「空気」には、不活性ガスと酸素を混合したガスであって空気と類似した性質を有するものを含む。</u></p> <p>(新設)</p>